

古代海水準変動論

— 八世紀越前国の事例中心に —

磯 貝 富士男

Eustatic Changes in Eighth Century SEA LEVEL

Fujiio ISOGAI

要旨 筆者は、気候変動を跡付けるための基本的手掛かりとして、一九七〇年代末からフェアブリッジが提示した海水面変動表の示す所を日本史資料によつて検証するための資料探索を続け、既に幾つかの成果を発表してきた。それらは中世史を中心としたものであったが、中には古代特に六世紀末・七世紀における海水準と比較できる事例についても含まれており、中世におけるあり方との関連において変動の軌跡を知りうるものもあつた。それらは九〇〇年頃や一一〇〇年頃を基準とする大局的比較を可能とするものであつた。本稿では八世紀の史料を提示して必要な解釈を行い、八世紀半ば頃が海水面の急上昇した時代であることやそれに関わる社会状況を明らかにし、さらに七二三年三世一身の法や七四三年墾田永世私財法等、律令国家の経済・政治政策との関連も考えていく。

目次

はじめに

第一節 越前国坂井郡の条里残存問題を中心に

第二節 西暦七六六年 越前国坂井郡高串村絵図にみる海水面上昇

一、西暦七六六年 越前国坂井郡高串村絵図について

二、高串村絵図をめぐる問題点

三、水域の拡大現象による地域実態の変容

以上本号

以下次号

第三節、天平神護年間の東大寺の北陸寺領再編成について
むすびに

はじめに

筆者が日本の歴史資料によつて歴史時代における海水面変動の軌跡を跡付けるといふ課題に着手したのは一九七〇年代末のことである。¹それ以前においては、先史時代に及ぶ長期スケールにおける海水面変動については考古学者中心に知られていたが、歴史時代における海水面変動については殆んど顧慮されるものではなかった。それが意識されるきっかけとなったのは、一九七六年の山本武夫氏によるフェアブリッジの歴史時代約二〇〇〇年間の変動を跡付けた海水面変動曲線の紹介で、それは一九六〇年頃までの海水準変化をとらえようとしたものであった。³山本氏の著作については歴史家からある程度の注目を浴びることになったが、特にフェアブリッジの海水面変動表が示す所への対処としては大きく二つに分けることができる。一つは全くの無視からある程度の尊重までを含むが、日本の歴史研究への援用には至らないという対応である。もう一つは、ほんの一部ではあるが戸田芳実氏に代表される動きで、山本氏が示す所を検証抜きにいきなり自己の研究に援用するという反応であった。⁴

筆者は、山本氏が引用するフェアブリッジの海水面変動表が、筆者が一九七七年頃までに到達していた研究結果を気候変動論から裏づけることができる可能性に気がつくに至っていたが（具体的には多々述べる機会があったのでここでは省略する）、それを直ちに自説に援用することは抑制し、まずはフェアブリッジ氏とは別の根拠によつて確認できることを確かめた上でこれを利用すべきであると考へ、日本史資料分析によつて海水面変動を裏付けるといふ作業に入った。それは、一九七〇年代末のことであった。この作業は、山本氏が提示した九〇〇年頃と一一〇〇年頃の各一事例を除いて従来全く史料の探求がなされていなかった分野であったため、参照すべき資料集などはなく、いわば歴史資料の砂漠から利用可能な砂粒を見つけ出すともいふべき性格のものであった。そのための道具の基本は何ととっても文献解釈力であったが、その前提として潮位現象の知識を深めるといふ作業は理論的に必須のことであった。時代的には、まず主として古代中世における変動を対象にしていた。それは当面の目的が中世における自説への援用という点にあったからであるが、事柄の性質上弥生時代後期・古墳時代や近世・近代も視野に収めておく必要もあった。その一応の成果として、主に中世を中心にしたものを一九九一年三月に公表したが、その後も少しずつ関連成果を提示してきた。その検証作

業の結果、今では古代中世の事例を中心に、フェアブリッジの変動曲線は大局的に事実を反映していることが確認することができたという認識に至っている。⁵

ところで、海水面変動論の見地から、日本中世史の前提をなす七世紀末の律令国家成立期以来西暦九〇〇年頃に至る間の基本的動向を視野に据えた場合、大局的には海が押し寄せてくる時代、ということが出来る。フェアブリッジの海水面変動表によると、七世紀頃は、海水面が大幅で現代水準より一五〇センチ程低下しており、その後少しずつ上昇している。その海面上昇のあり方は、九〇〇年頃を頂点として一旦現代の水準近くまで到達し、その後低下に向っている。もしこのフェアブリッジが示す変動が事実であるとすると、この西暦七百年頃から九百年頃への時期には沿海地域の土地が徐々に潮によって侵されていくという事態、すなわち陸地の海域化が生じていくことになるだろう。このような事態の進行を示す痕跡を日本史資料から見出すことは容易いことではないが、全く見出せないわけでもなかった。今まで古代のあり方と比較が可能な中世史料によって、若干ではあるが、古代から中世初頭にかけて陸地が海に浸食されている事例を伝える史料が見出されてきたのである。

まず「寛治三年(一〇八九)七月源氏の臣三郎兵衛信慶ノ図セル越後全図ノ内湾濱部分ノ図」として伝えられている古図がある。⁶この図は、かつて山本武夫氏が七世紀と十一世紀との比較において利用したもので、そこには、信濃川沿いの現代の小知谷・長岡・三条・新津を結ぶ線が、当時の海岸線となっており、その線の西が一面の海として描かれているのである。この絵図をこの間の海進の証拠とする解釈に対する反論として、以後この地が陸地化したのは信濃川をはじめとする諸河川の沖積作用と人間の陸地造成作用によるだけで海水面変動はありえないとする解釈が予想されることに対して、山本氏はこの図に「沼垂柵」の遺跡が半島から離れた小さい島として描かれていることに着目し、大化三(六七四)年そこに「越」と「信濃」の民を移し屯田兵として、蝦夷にそなえる北方第一線の城塞としたという歴史事実を挙げ、そのような重要な拠点が、後方からの補給や、援軍の到着に困難な孤立した小島の上にあつたとは考えられず、七世紀当時には周囲は陸地化していたと考えるべきであるとして、絵図の姿がこの間の海進の為せるところであるとしたのであつた。これは、一一〇〇年頃のロットネスト海進の第二頂点期と比較したものが、九〇〇年頃の第一頂点との比較もある。それは、「松崎地天神縁起」における延喜元年(九〇一)菅原道真が筑紫に配流される途中を描いた「周防国勝間浦の図」(第六巻)で、そこには「桑山」という後年後期古墳が発見された現在の小山が島として描かれているが、舟の着いた「勝間」以外の現在の防府市一帯が一面の海となっていることに着目したものである。山本氏は、この地がその後陸地化していることの説明として、当時今よりも海水面が上昇していたためであるという理由を認めず、元々海であつた所が、佐波川の沖積作用や人為的造成により次第に陸地化したものであるとする反論が想定されることに対して、防府市の市街平野部に後期古墳が存在する事実をあげ、要因はそれらだけではないとする。すなわち孤立した島に古墳が築かれたとは考えにくく、築造当時その周囲は陸地化していた場所であつたとみなすべきであるとして、後期古墳築造時に比して絵図に描かれた九〇〇年頃は海水面が高くなつていたと考えるべきであるとする説を主張したものであつた。筆者は山本氏の提言を支持する

ものであるが、当時は絵図への信憑性が低く殆んど受け入れられない状態であった。もっと多くの事例が必要だったのである。

筆者は、既に南北朝期の尾張国富田荘絵図（鎌倉円覚寺所蔵）にそくして、かつてその地に七世紀末から八世紀頃に施行されていた条里区画が、その後の西暦九〇〇年頃の第一の頂点に向う海進と、その後一旦海退があった後の一一〇〇年頃の第二の頂点に向う海進によって殆んど消滅してしまったという事実を指摘している。七世紀末から八世紀初頭にかけて条里が施行された地域のうち海抜の低い場所は同様な経過をたどることが予測されるのである。次に承徳二（一〇九八）年に原図が描かれたと思われる難波古図の写し（「承徳二年〔歳〕欠」次戊寅正月中潮口、凡六百六十五年前圖之）とあることから、宝暦十三年（一七六三）頃の写しかと思われる）においては、後に大坂城の敷地となる区域の川に面する側に旧四天王寺の区画の跡が記されており、その北東側が川（実は海）によって三角形に切り取られる形に侵されている。このことから旧四天王寺が創建された六世紀末は海面がかなり低下しており（フェアブリッジ曲線によると今より一五〇センチ程の低下）、その時期に陸地であった場所が一〇〇年頃（今より六〇センチ以上上昇）には海に侵されるようになったものと判断できるのである。その他については省略する。これらは、九〇〇年や一一〇〇年頃のあり方を示す絵図などを手がかりとして六世紀末あるいは七世紀・八世紀初頭のありかたとを比較して、この間に海水準の上昇が生じていたことを示すものであったが、特に条里制施行が文献から知られる海浜地域において、海進によってその跡が消えてしまう事例がありうることを明らかにしてきたことの意義は大きい。この点で、条里施行地域の記録は海面変動を知る上での手掛かりとなる場合があることを念頭に置いておかねばならないのである。本稿では、さらに時代を絞って越前国の八世紀半ばにおける文書と絵図の検討によって、この時期には海水準が急上昇している事実やそれをめぐる諸状況を明らかにしたい。

第一節 越前国坂井郡の条里残存問題を中心に

奈良時代の越前国には、「初期荘園」の事例として知られている東大寺領が設定されたために東大寺関係に残されることになった古文書を手掛かりとして、奈良時代に条里制が施行されていたことや、それら地域における口分田班給についてのある程度の実態が明らかにされてきている。この越前国の東大寺領が分布した地域における条里制に関しては、次の問題点が指摘されている。それは、奈良時代東大寺領が設定されていた頃においては、坂井郡・丹生郡・足羽郡に共通して条里制が施行されていたことを知ることができるが、坂井郡については、なぜか「現在の地形景観に条里制の遺影が隣郡ほどに明瞭に認められず、条里坪名の遺存するものがほとんどない」という事実である。このような、不利な条件にも拘らず、岸俊男その他諸氏によって奈良時代の文献から現地のあるかたの復原作業が行われてきたことは貴重な努力として評価されねばならないのであるが、ここで問題にしようとしているのは、なぜ坂井郡に関しては、隣接他郡に比して明治以後の地図資料や現地の実際の景観において条里

制の遺影や糸里坪名の残存度が低くなったのか、についての理由である。従来、この事に関して説得的理由付けがなされていなかったが、これは、坂井郡の立地条件の特殊性に由来していると考えらるべきであろう。坂井郡は九頭竜川に足羽川・日野川が合流して大河となつて日本海に注ぐ河口域に位置しており、福井平野の最も海側に位置する地域である。この越前国の諸郡中で最も低地域に立地していたことが、糸里制遺構のほとんどが消滅した主要因となつていふと考えられるのである。海水面変動に即して具体的に言つと、糸里制が施行されたと考えられる七世紀から八世紀初頭においては、海水準は最大で現在よりも約一・五メートルも低下しており、住居や耕地それに糸里なども今の海水準から見ると生活不可能な所にも設置されていたと考えられる。したがつて、その後海面が現在の水準近くまで上昇した九〇〇年頃のロットネスト海進第一頂点期に至る間において、海水の侵入によつてかかつて施行されていた糸里や坪が寸断されるとともに耕地や住居などが失われていくという事態が生じていたと考えられるのである。九〇〇年頃を過ぎると、今度は海退が進行し一〇〇〇年前後約一〇〇〇年間は今より七・八センチほど低下した時期があったが、これによつて陸地化した所への再進出がある程度可能であつたのかもしれない。しかし十一世紀後半にはまた海進が急速に進行し一〇〇〇年頃には今より六〇センチほど上昇するに至り歴史時代最高水準となる。その後低下期を経るが十六世紀後半も現在の水準近くには上昇しており、三度の上昇期を経験するのである(現在を入れると四度となる)。この坂井郡において糸里制遺構が殆んど遺らなくなったのは、この九〇〇年と一〇〇〇年の二つの海進によるものと考えられるのである。特に一一〇〇年頃を頂点とする海進は糸里施行期に比して最大幅でみて約二一〇センチ程も上昇しており、糸里制遺構が消失してしまつたのはこれが決定的であつたと考えられる。これは全般的・平均的には最も低地域にあつた坂井郡において顕著であつたが、海進は九頭竜川やその支流沿いに内陸に及んでいたと考えられ、さらに隣接の丹生郡や足羽郡の一部の九頭竜川・日野川・足羽川に面した地域へも影響を与えていた可能性を想定できる。このような事情・あり方は、既に現在の名古屋南部の富田荘地域に関しても、南北朝期に作成された富田荘絵図の分析から明らかにしてきたことであるが、今後、他の沿海地域特に大河の河口域においては、同様の事態を見出せる場合が多々あるのではないかと考へている。この海進進行期の越前国においてどのような社会的問題が生じていたのかについては、七百五〇年代、東大寺の寺田をめぐつて生じていた現地の郡司・百姓層との対立や中央政府の対応等を伝える記録から、さらに詳しい事情を知ることができる。

東大寺は、聖武天皇が神亀五年(七二八)に建立した金鐘寺に起源を持つが、その後大和国分寺である金光明寺とされ、さらに「華嚴経」に基づき毘盧遮那仏が鑄造され(七五一年大仏殿完成、七五二年開眼供養)、七五四年戒壇が設立されるなどして、鎮護國家の宗教的役割を使命とする総国分寺(金光明四天王護國之寺・大華嚴寺)としての実が整えられていった。七四〇年代末から七六〇年代にかけての時代は、この東大寺にとつて、造営・維持や毘盧舍那仏像鑄造、その莊嚴化が懸命に図られていた時期であるが、越前や越中など北陸地方に東大寺の寺田が設定されたのも、その経済的裏付けのためのことであつた¹⁰。しかし、東大寺が越前国に得ていたそれら寺田の現地における在り方・経営

は必ずしも良好なものではなかったことが知られている。

そのことに関して、東大寺は七百五十年代から六十年代にかけて、「寺田」の一円化の試みを行っている。それは、現地の百姓層に給せられた口分田や墾田等を東大寺の寺田と交換するという試みである。その法的形式に関しては、「相替」とか「改正」とか「買得」とかの名目で表現されていたが、実はこの試みは現地住民との間に激しい対立を生み出していたのである。それは、天平神護二年（七六六）十月廿一日「越前国司・検田使・造寺使等解」に引用されている「越前国田使僧勝緯等状」に、「去天平宝字五年、巡察使并国司等、割取寺家雑色供分之田、給百姓等、又雖乞溝堰處、无所判許、加以郡司百姓等捉打寺田使、堀塞寺溝堰水不通、荒地不少者」と述べられていることから知られる。すなわち、天平宝字五年（七六一）の班田收授にさいして、郡司・百姓等が、東大寺が派遣した田使を捉え打ちすえ、さらに寺田への溝を塞ぎ堰の水を通さないという、いわば寺田占定拒否の一揆的行動に出ていることに象徴される。このような動きは越前国においてだけでなく越中国においても生じていたようである。この動きに対して、東大寺側は中央政府に働きかけ、太政官符・民部省符などを引き出し、その権力を背景として解決を図ったため、その関連文書が残され、今日吾々にその事実を知るための手がかりを遺してくれているのである。この東大寺の試みの理由については、従来散在していた寺田の一円化を目指したものとという観点でのみ理解されてきたようであるが、本稿では、それだけでなくさらに重大な事情が隠されていたことを主張しようとしているのである。特に越前国坂井郡における坂井郡大領外正六位上品治部公廣耳が寄進した墾田百町によって成立した寺田と百姓口分田との交換に関しての許可を求めた天平神護二年十月廿一日「東大寺司等解」（表題に「越前國坂井郡田籍天平神護二年」とある）によつて、さらに詳しい事情を知ることができる。そこには越前國坂井郡の田籍百町分（計百四筆）が列挙されているが、そこにおける田地の種類を表示する呼称が、それらがどのような場所に立地していたかを伝えてくれるものとして示唆的である。①「葦原田」（読みは「あわらだ」か）が四二筆。②「柴田」が六筆。③「薦江田」（読みは「こもえだ」か）④「赤江田」二筆。⑤「窪田」二筆。これらの田地が存在していた地形環境は、地名から判断する限り、低湿地で既に海がかなり迫っている海浜地域となっていた可能性を思わせるところである。「葦原」「薦江」などの地名は海が迫り水辺（汽水域）に生息する葦や真薦が生えるようになっていたことを思わせるし、「赤江」の赤については、断定は出来ないが赤潮（？）などが発生しやすい入江を思わせ、そのような入江と接する場所に存在していた田地である可能性を思わせるところであろう。そもそも「江」という地名は実際に入江に面していることをうかがわせる。¹²また「窪田」からは窪地＝低い所に立地していることが窺われる。「柴田」の柴とは、一般的には「山野に自生する小さい雑木」で「薪や垣にするためにその枝を刈り取ったもの」で、この限りでは海浜地域だけを指しているとはいえないが、「住吉（すみのえ）の出見の浜の柴な刈るそね」（万葉集1274）とあるように、海浜地域がそのような刈場となることも多く、これはそのような場所であったことからつけられた地名であっただろう。これらは、その田地が塩害を蒙りやすかったことにつながると思わせるが、以下に示す史料から判明する事情もそれを示している。

この文書は、東大寺の「少寺主傳燈進守法師」「知田事傳燈進守住位僧」「少都維那僧」「造寺司判官外從五位下美努連」「算師造寺司史生正八位上凡直」が連名で、訴えたものである。宛先については明示されていないが、これを受けて出されたと思われる民部省符から太政官が関わって「勅」が施行されていることがわかるので、太政官・天皇(中央政府)に対して出されたものと考えてよいだろう。ここで問題となっているのは去天平勝宝九年(七五七)に越前国坂井郡大領外正六位上品治部公廣耳が寄進した壘田百町に関することで、それが「零落」して収穫をのぞめなくなっているため、班田収授が行われる時に、百姓達に班給されていた他の田と交換するよう求めたものである。これに関するこの間の経過として次のことが知られる。

東大寺側からの要請がなされた最初の時期については明示されていないが、国守惠美薩雄が太師宣を被ったがそこに「東大寺田を相換するなかれ」とあり、国司側がその「宣」の旨に従ったため遂に聴許されなかったとある。この「太師宣」とは当時太政大臣の地位にあった惠美押勝(藤原仲麻呂)の命令を指している。「太師」とは大政大臣の唐名であるので、その時期とは仲麻呂が太政大臣であった天平宝字四年(七六〇)以後で彼が乱に敗北して斬殺された天平宝字八年(七六四)までの期間となる。この再度の申請は、仲麻呂が滅んだ後の天平神護元年(七六五)閏十月二日道鏡が太政大臣禪師に出世した翌年に当たるとなる天平神護二年(七六六)になってなされたものであった。政治的には仏教勢力にとって中央政界における当面の敵を斥けた時期として知られている。申請の内容と理由付けは次の如くである。

今、田籍を検ずるに、海辺の百姓は遠い所の陸地に口分田を置いているのに対して、寺田は潮に交じってしまっている。かたがた相換するならば損失はなくなり、それぞれに便益があるだろう。それなのに、田使や国司レヴェルの措置としては容易く施行できない状況となっている。このような事情を踏まえて、改めて廣耳から寄進され東大寺が領有している土地を百姓達に班給し、その代わりの分を別に集めて東大寺の寺田として欲しい、と。

これをうけて、民部省は申請の旨を認める内容の民部省符を翌天平神護三年(七六七)二月十一日に国司宛に出すことになったのである。まず確認しておく必要があるのは、最初にこれを求めたのは前回の班田収授の際のことで、その時は太政大臣藤原仲麻呂一派によって拒まれたものだったが、東大寺の意図を阻もうとしていた勢力はそれだけでなく、現地の郡司・百姓らの存在も大きかった。問題は、その現地勢力との対立の原因で、これは単なる政治的対立と言うだけのものではなく、その要因は現実に発するものであった。仲麻呂が倒れた後も容易く国司の協力を得られなかったのはそれによると考えられるのである。この点で本稿の主張に即して注目されるのが、記載中の「寺田交潮」という表現である。この文言の意味するところについては、従来海面変動という視点が欠如していたため全く注目されず理解もされてこなかったが、ここには寺田が潮に交わる事態になっていると明確に述べられており、明らかに田地が海水の浸入によって侵されているという事態が示されているのである。すなわち、天平勝宝九年(七五七)に越前国坂井郡大領外正六位上品治部公廣耳が東大寺に進めた壘田百町が「零落」して収穫をのぞめなくなつてし

まった主要因が、海水が浸入して田地として機能できない部分が生じていたことによるものであることが知られるのである。この墾田は、かつての海退期に陸地化していた場所に開かれたものと考えられるが、この時期には海進の進行によって海水に侵される部分が次第に増加していたものであろう。この地は海に成りかけていたのである。

ここで問題になるのは、廣耳がどのような事情でその墾田一〇〇町を東大寺に進めたのか、という点である。その事情を直接示す記載は見出せないが、寄進の翌年の天平宝字二年（七五八）正月十二日付けで寄進者「越前国坂井郡郡司品治部君廣耳」¹³の解が出されていることが注目される。ここでは寄進した天平宝字元年分の地子納入ができないので、本年は免除して納入を翌天平宝字二年からにして欲しい旨を求めている。これに対して、国司側は、正月二十九日に受け入れる旨を下し告げている。廣耳は、寄進年の天平宝字元年分を納入できない理由として、寄進したのは四月廿日で「苗子」を「競作」して下す時期を過ぎてしまっていたという事情をあげているが、本当の理由は既にこの時には「寺田交潮」という事態が生じていたが、寄進直後にあつてはそのことを明示し難くて、伏せていたと見た方がよいように思える。なぜなら、その数年後には、東大寺がこの墾田百町が零落していることをもって百姓口分田との「相換」を試み始めているからである。このような事情を見ると、廣耳が進めた天平宝字元年（七五七）段階において既に零落状態にあり、その理由は海水に侵されるようになっていたからであつたと考えることができよう。寄進した年が、初めて相換を試みた（班田収受が行われた）天平宝字五年（七六一）からわずか四年前の天平宝字元年（七五七）であつたことは、既に寄進時においても「交潮」という事態になつていたことを思わせるからである。廣耳は当初からそのような土地における墾田を東大寺に進めたものなのであろう。

そもそもこの寄進自体が問題である。従来、ここで廣耳から百町の寄進がなされていることが天平十五年（七四三）墾田永年私財法では郡司の大領の墾田私有限度が三十町とされていることに違反していることが問題とされ、その理由としてその限度を超える面積を大幅に有していたので、その分を寄進せざるをえなくなつたものと理解されてきた。しかし天平十五年から十四年もたつた天平宝字元年に至るまで規定を無視して墾田を獲得してきていたということは、これだけの理由ではなく他の何らかの事情をも考えねばならないだろう。これらの田地が既に使用不可能となり田租を納入できなくなつていたために、現地の小規模墾田開発者から郡司の大領に長官の地位にあつた廣耳の下に集積されてきたと考えた方がよいのではないか。東大寺は、現地の情報を掴むのが遅くならざるをえなかつた。東大寺が海辺の百姓の口分田との相換を試みようとするようになったのは、このような現地の実情に直面して収取が不可能であることを知つてからのことであらう。

この点で、現地百姓層の動向についてある程度うかがうことができる記述のあることが注目される。東大寺が潮に浸かつてしまった寺田と百姓の口分田とを相換すべき理由を述べた部分である。「今田籍を検するに、海邊の百姓陸遠く口分を置き、寺田は潮に交わる。かたがた相換えるならば、損なく各々便益あり。しかるに使ならびに國司たやすく施行するを得ず」と。海辺の百姓が海辺にある田地を口分田として受取らず、わざわざ

ざ遠く離れた所に口分田を持つことになったのは、当然のこととして、現地に住む者として海進の現実を充分認識しており、頻度を増してくる海水による害を避けようとして以前の班給の際に希望してなされたことであつたのだろう。この時、東大寺は、海辺の百姓には海から遠く離れた場所に口分田が班給されているので、その百姓等の口分田と海に侵された寺田とを交換できるように、班給に関わる国司に働きかけたが、この時期の彼らの政治的力だけではそれを強行することはできなかったのである。このことは、東大寺の要請を阻んだ惠美押勝政権の判断も、単に寺院勢力に立ちはだかるという自己の政治的立場からのものというだけではなく、地元の百姓層の利害関係を尊重するという面も大きかつたのではなからうか。東大寺側は、自らが提案した交換について、海辺の百姓にとつても近い所に口分田を得る事になり「各々便益あり」と述べ合理化しているが、こんな理由付けが受け入れられるわけではない。そもそも現実の危機に直面していた海辺の百姓にとつては、田地が度々潮に侵される経路をしており深刻さの度合いは東大寺側よりも大きかつただろう。したがつて塩害を蒙る率が高い田地との交換を望むわけではないのである。このように、現地の「百姓」達にとつても容易く譲れるものではない性格のことだったので、もし東大寺の要請に応じるようなことがあれば現地の百姓達の生活・生命を脅かすことになり、その不満感情を抑えることができなくなるのは必至で、国司もこのことはよく認識していたであろう。だから仲麻呂が倒れた後においても、現地側との紛争を恐れて、東大寺側からの要請に即座に応じることはできず、中央政府の判断（権威）を求めざるをえなかつたと考えられるのである。

この件はその後どうなつたのだろうか。明確に示す史料を見出すことはできないが、次の想定が可能である。これら太政官符や民部省符によつて東大寺の当面の要望は叶つたようにもみえるが、海水上昇の中で犠牲を現地百姓等に押し付けたことは、彼等からの怨嗟を買うことは必至であり、以後の経営にプラスになることはないだろう。また、その経営は現地百姓に賃租させるのが一般的であつたことを考えると、現地百姓等から反発を受け抵抗が強まる中で経営は不可能ならざるをえないであろう。さらに、以後も九〇〇年頃に向かつて海水上昇は続くわけで、結局沿海地域における田地は使い物にならない部分が増加していくのである。特に坂井郡については殆んど壊滅的状态になつていつたと考えてよいだろう。この越前国坂井郡司品治部君廣耳が寄進した墾田百町に関しては、東大寺は鯖田国富庄として領有しようとしていたとされるが、海進の被害を受けていたのはこれだけではなかつた。特に坂井郡の桑原庄、串方庄などは顕著であつたと考えられるし、隣接の郡でも足羽川や日野川に接している場所の庄園でも多少とも同様な問題に直面していた可能性がある。

鯖田国富庄よりも低地にあつたと思われる同じ坂井郡の桑原庄は、天平勝宝六年頃成立し、「先主大伴麻呂の開田九町と新開田二十三町、合計三十二町を周辺農民に賃租に出すことから経営が始まつた」がその経営は難航していたという。小口雅史氏によると、「三年度目には先主開田部分を中心に九町七反が「百姓不買」との理由で直ちに荒田とされ、別に十町を新開し」、その「翌年にも四町九段が、今度は賃租に応じた農民が逃亡したことにより直ちに荒田とされ、やはり新たに四町九段が新開されている」という状態で、寺田の荒廢とそれを補う目的の別の場所における開田

の強行を繰り返すという事態を呈していたという¹⁵。小口氏はその理由を現地経営にあたっていた田使曾禰尾乙麻呂が、「賃租農民を掌握することができ」ず「班田農民との間で直接賃租契約」を結ばなかったためとしているが、むしろ海進によって田地そのものの潮損率が次第に高まってきたことがその田を賃租しようとする農民がいなくなってきた主要因であったと見るべきであろう。なお桑原庄の名称について、岸俊男氏は「天平宝字二年以後急に史料上にみえなくなる」ことに注目し、その理由に関して「あるいはその面積の相似から名称が変わって、のち溝江庄と称せられるに至ったのではないかと考えられる。さらに桑原庄は堀江郷内にあるから、如上の諸点を考慮すれば、桑原庄・溝江庄がそれぞれ別個のものであるとしても、ともに現在の桑原の西、金津の南付近にあったものであろうと思うが、なお後考を要する」とされている¹⁶。桑原庄が失われていたため、まだましな所の地を加え、溝江庄としたという可能性も含めて検討していくべきであろう。

第二節 西暦七六六年 越前国坂井郡高串村絵図にみる海面上昇

一、西暦七六六年 越前国坂井郡高串村絵図について

前述の天平神護二年越前国司解には坂井郡高串村所在の寺田等も挙げられているが、この高串村については条里施行を示す同日付の絵図が残されている¹⁷（奈良国立博物館所蔵、天平神護二年（七六六）十月廿一日「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地圖」）。その絵図に描かれた区域の位置は、現在の九頭竜川河口左岸（西・南側）で三里浜緩衝緑地帯の東南側に位置し、現在の坂井市三国町（米納津・黒目・下野）^{よつづ くらめ しも} 辺りから福井市白方町・波寄町の辺りとなる。現在この区域を貫流する片川は本図に見られる「串方江」の名残と言えなくもないが、その後何度も海面上昇期に水没の経験を繰り返した場所である程の程のものではない。現在、基本的に条里等の遺構が残っていないのも、その後何度も海域化と陸化の変遷を繰り返したためからであろう。この高串村絵図は、後述の如く国司が関与した業務の一環として作成された事が知られているが（現存図はほぼ同時期に作成された写しであると考えられている）、図中に「大きな池のなかに魚が泳いで」いる表現が読み取られることも話題になり、「美術史的価値も低くはない」との評価もなされている¹⁸。筆者は、この絵図の記載や表現から八世紀段階に進行していた海進状態を想定し得ると判断しており、ここに海水面変動を論じる上で極めて貴重な証拠が残されていると考えているのである。

本図が描かれることになったのは、この地域に東大寺が有することになった寺田（正式には「東大寺大修多羅供分田」）等を一円化しその所在を公的に確認しようとする運動の展開の結果であるとされている。その寺田の分類や（内訳）面積については、絵図の右側に「東大寺大修多羅供分田」として総面積十町が公認されているが（四至は「東串方江 南三國□□（真人）成地 西岡山 北榎□□」とある）、内訳は未開の地が四町、見開田が六町である。「見開田」と認められた田地六町の内訳は、今回新たに「改正」された対象の田二町七段二百十六歩と、買得田三町二段百四

十四歩とに分けられる。東大寺寺田に「改正」された二町七段二百十六歩の以前のあり方は、もと乗田であった分が六段二百十六歩、もと「百姓口分(田)」であった分が二町一段、となっている。この「改正」の意味が問題となるが、後述する。この絵図の作成に関わった主体については図の左側の記載によって示される。まず条里図左下に接する形で「天平神護二年十月廿一日從七位下行大目大宅朝臣」とあるのは、この絵図作成の実際に当たったのが国司の大目の大宅朝臣であったことを示している。そして、国司の守藤原朝臣(在京)他五名、東大寺側の立場を代表していると思われる検田使の僧五名が記されており、当国の国司と東大寺側とが合意してなされた寺田の公的な証明の形を成している。現存図は原本と同じ頃の写しであるのでやや分りづらい面もあるが、僧五名は自署しているようであるのに対して、国司について自署を確認できるのは「長野」「牛養」「吉備万呂」とある三人だけで、国守は注に「在京」と、他の二人には「入部」「大帳使」と注がありこの時の手続きには直接関与(臨席)していなかったようである。

この地に関するこの間の経緯を考察する基本史料としては、絵図以外に次がある。一つは、天平神護二年(七六六)十月二十一日「越前国司解」である。¹⁹この「越前国司解」と絵図の二つは同日の天平神護二年(七六六)十月二十一日の日付で、「從七位下行大目大宅朝臣」という同じ人物が直接的作成に当たり、その他の国司五名のうちの三名が自署していること、検田使五名が自署していることなどによって、両方は同日、同関係者が関わって確認したものであると考えられる。絵図は、この「越前国司解」に挙げられた坪々の田地のうちの串方村における部分を現地の条里地図上において明示して公認したものとええよう。その意味で絵図の同村の坪付と「越前国司解」とは対になるものとして作成されたものである。ただし後述の如く記載内容の一部において違いが存在するのであるが、もう一つは、天平宝字八年(七六四)の「越前国司判」(公驗)の坪付等に関する記載である。²⁰これは、東大寺が「高串葦原」所在の九町三段一四四歩の田地・家地を問人宿禰鷹養から買得したことを越前国司が証明したもので、その土地の内訳は「見開(田)」「七町二段一四四歩、「未開(地)」「二町一段、「家一区草屋二間」地一町で、「見開(田)」と「未開(地)」についてはその所在坪・面積が表示され、また買得値段が錢三十三貫であったことも記されている。この公認の前提として、郡司による現地調査が行われていた(「郡司勘察得」實」とある)。これは、「以って公驗と爲」すとあるように、東大寺にとって権利を示す「公驗」が国司によって与えられた事を意味する。

二、高串村絵図をめぐる問題点

本図をめぐるのは従来から重大な問題点が指摘されてきた。それは、天平宝字八年二月九日付の「越前国司判」に載せられている東大寺が買得した田地の坪付けの場所の一部が本図においては「串方江」の中に位置してしまふことである。この問題の解釈をめぐる諸説については、櫛木謙周氏が問題を整理し踏み込んだ分析をしているので、それに沿って諸説を挙げた上で、その検討を通じて筆者の考えを述べていきたい。櫛木氏は

これに関わる問題点を三点に整理する。①坪付とその内容記載が、四條一八里七坪の一坪を除き、天平宝字八年の「越前国司判」（公驗）の坪付と悉く相違する。②天平宝字八年の「越前国司判」（公驗）では同里八〜一二坪に田地が存在することになっているが、莊園図では串方江の中に入ってしまう。以上は以前から指摘されてきたことだが、榑木氏は、さらに③天平宝字八年の「越前国司判」の公驗の四至記載では、南は榑木泉に接していたことになるが、絵図では南は「三国（真人）成地」となっており、南西の丘陵に榑木泉の記載がある点を重大視する。この問題点①②に關して従来から提示されてきた説明としては、大局的に、(ア)天平宝字八年「越前国司判」作成の際に作為があつたとする説、(イ)串方江の地形実態が変化したとする説、(ウ)二つの違う条里プランの存在説、の三つが唱えられてきた。以下、これらの説を検討する。

(ア)公驗作為説はかつて小口雅史氏が提出したもので、その時期の国守が藤原仲麻呂（惠美押勝）の息子であつたことに着目して、寺田に対する圧迫の一環として、公驗作成の際坪付に作為を加え、串方江の部分を東大寺に与えたという可能性を主張したものである。これに対しては、榑木氏の「このような見え透いた作為は、中央に直結した強大な権力をもっていた越前国守でも恣意的に行えたとは考えにくい。国から郡に調査を指示し、郡の「勘察得実」の報告に基づいて判許した公文書であり、東大寺が大切に保管した公驗であることを重視する必要がある」、「寺田を圧迫するためには、品治部公広耳寄進田の一円化を認可しなかつたように、この場合も売買を認可しなければよいのであつて、わざわざ手の込んだ作為をする理由が明らかでない」との批判が有効であろう。(イ)串方江の地形変化説には相反する二つの方向の主張がある。一つは串方江の拡大説で、長岡篤氏は、公驗の耕地の記載は当時の実態を示すものではなく、天平勝宝九歳（七五七）の高橋連繩麻呂から間人宿禰麿養への売却時の状態そのままに記載されており、その後約一〇年間に地形の変動があつたと想定するもので、串方江は以前絵図の位置より一坪分東にあつたが、間人宿禰麿養から東大寺に売却された天平宝字八年頃には耕地の多くは串方江に没してしまひ麿養の経営はほとんど行われていなくなつたのではないかとするものである。この説は藤井一二氏が継承している。もう一つは反対に埋め立てによつて串方江がせまくなつたとする説で、舟尾好正氏は、串方江が北・西方向から埋め立てられていったと考え、莊園図は埋め立てが進行する以前の古い田図に基づいて書かれたため公驗と食い違いを生じたとする。榑木謙周氏は、この相反する方向の二つの地形変化説について、四至がなぜずれるのか説明できていない点では同じ問題を孕むとし、さらに「長岡説の場合は、公驗がなぜ当時の実態に即した正確な記載をしなかつたのか」（長岡説は「天平勝宝九歳（七五七）の高橋連繩麻呂から間人宿禰麿養への売却時の状態」が描かれているとしての想定なのでこの批判は当たってない）、「舟尾説の場合は、莊園図がなぜ実態から離れた古い田図によつたのか」（この批判は二つのプラン説に立たなければ意味がない）説得的でないとする。榑木氏の、串方江拡大説に対する「四至がなぜずれるのか説明が困難ではないか」とする批判は、「榑木泉」の記載位置が違ふ所に描かれているという③の論点を絶対視する立場からなされているが、その点は後で検討する。

(ウ)金田章裕氏は、この地域に関して、二つの「条里プラン」が並行して「認識」されていた時期があつたとする想定によつて説明しようとする。²⁶

「条里プラン」の一つは「南北線が三里浜砂丘の方向に大きく傾いた」、現地で行われてきたもので、その認識が「高橋連縄麻呂の開発の時点から」天平宝字八年の公験まで継承されていたとする。もう一つは「坂井郡の統一一条里にはば合致した条里プラン」で、天平宝字五年班田の際の田図で認識・表現されており、天平神護二年ではこの条里プランに基づいて改正等の措置がとられたと想定するのである。榎木氏は、金田説を「条里プランの成立論と結び付けて論じており、また糞置村やその他の東大寺田で生じた問題と同一の原理で説明できる点で、現在のところ最も説得的である」と基本的に是認しているが、「天平宝字五年田図では統一一条里に沿うほぼ正しい認識が示されていたのに、三年後の天平宝字八年の「国司判」(公験)では、現地で認識されていた傾いた条里プランによつたのはなぜか、先述した長岡説と同様の疑問が残る」と問題点を指摘した上で、天平宝字五年田図と天平宝字八年の「国司判」(公験)が食い違う事になったのは、天平宝字八年に行われた郡司の現地調査(「勘察」)に発しているとする。榎木氏はこの説を補強しようとして、別の地域の事例によつて、「九世紀の売券では、郡司は売買の判許の時に田図や田籍と照合しなければならぬのが建て前であつたようであるが、実際にはそれが必ずしも十分に行われていなかったと考えられている」と一般的傾向論を展開し、このことが「八世紀の高串荘のケースにおいても照合が不十分にしか行われていなかったことを示すのではなからうか。あるいは、八世紀段階には郡図が存在しなかつたとする説も考慮すべきかもしれない。」とする。この一般的傾向についての論議はさらに確かめる必要があるが、当地域の問題は一まず区別して独自に検討すべきであろう。

金田説は、天平宝字八年の「越前国司判」に挙げられている田地の所在坪の一部が天平神護二年田図中では池の中に入ってしまう理由として、池の実態が変化したと見なせないとしたら、天平宝字八年「越前国司判」と天平神護二年田図とは別の条里プランの上に記されていたためであろうと考えて、二つの条里プランが「認識」されていたとしたものであろう。この理解の背景には、氏独自の条里制施行時期を八世紀半ば以後とする全般的見通しがあるようだが(この検討は本稿の目的外である)、この地域に即しては根拠が薄弱で無理があるだろう。結局、この場合の根拠となつてくるのは、榎木氏による、天平宝字八年郡司の調査で田図などとの照合を行わなかつたとする想定と「榎本泉」の所在地に関する記載についての想定だけとなる。

しかし、この榎木氏の想定も、以下に述べるようにもう一つの条里プランの存在を何ら積極的に証明するものではない。まず郡司の現地調査(「勘察」)について、榎木氏が、寺から申請された坪の所在に関して田図などとの照合を行わなかつたとして、それを一般的傾向論で合理化するには無理がある。もし仮に他にそのような事例があつたとしても、この場合そのようにいえるのだろうか。天平宝字八年の「越前国司判」の郡による現地調査に関する箇所の記事には、「(東大寺からの申請内容)者、郡宜承知、細勘申國者、郡司勘察得實者、國依郡解、以爲公験」とある。ここでは東大寺からの買得地に関する立券請求の文書内容をそのまま引用したあと、国司は郡に「郡よろしく承知し、細かに勘じ、國に申せ」と命じ、それを受けた郡は現地調査を行い、結果を報告している。国司はそれをうけて「國、郡解に依る、以つて公験と爲」よ、という判断を示した

のである。この箇所での郡の報告についての言い方は「郡司勘察得實」とあるだけであるが、前半に掲げられた坪付けはその報告をそのまま承認したものということになる。この文章の「得実」について、櫛木氏は「勘察得実」の報告に基づいて」と述べているように人物名ととっているようであるが、「郡司勘察し、実を得る」或は「郡司の勘察、実を得る」と読むべきではないか、要するに申請された買得地について郡司による照合確認がなされたと理解できるのである。この「実を得た」と報告していることの重みを受けとめるべきであろう。なお、仮にこの照合が杜撰なものであったとしても、二つの条里プラン説を決定づけるものではない。今のところ決定的かに見える根拠は唯一「榎本泉」についての指摘だけとなる。天平宝字八年「越前国司判」の四至記載では「南は榎本泉に接していた」としているのに対し、天平神護二年図では榎本泉は「南ではなく南西の丘陵に記載がある」として、二つの記載を相容れないとする点である。しかし、「榎本泉」についての二記載は決定的に矛盾しているというべきものなのだろうか。

まず絵図上の表現について、絵図では廿五坪の山の方に「榎本泉」との文字記述があるのは書き入れる余白がそこになかった事によるもので、泉そのものが表現されている位置の方が重要である。泉そのものは、山の麓の方に小さな池と思われる二つ（或は三つ）が重なるように表現されているのが該当すると考えられるからである。その周辺には葦なのか草が生えている様子が表現されている。「榎本泉」の文字表記が山上に近い場所になされているのは、山側に文字を書き入れる余白があつたからとみるべきであろう。泉そのものの場所は低い所で、十八串方里廿五坪南東隅で寺地の南西隅廿四坪の西南角の外側に位置していることになる。さらによく見ると、寺地の範囲を示す赤茶系統の線の外側にある西北三條十八及田里の十九坪は寺地の西南角の十八串方西里の廿四坪の南側に接しているが、その左上（西北）角に近い所にも小さな丸（西側が堺線に接している）が描かれている。これも泉の可能性がある。榎本泉とは小さな泉が重なる形で存在していたとも考えられる。またこの西北三條十八及田里の十九坪にある泉は以前もつと東の方に広がっていた可能性があるかもしれない。とすると、天平神護二年図に見える榎本泉は、以前は、寺地の南隅にあつたと表現しうる可能性は高くなるだろう。この点は、絵図が示そうとした寺地の範囲が、天平宝字八年国司解の坪付けの寺地の範囲と少しずれていることから、さらに補強しうる。すなわち、天平宝字八年国司解で示された寺地については「合高串葦原」として九町三段一四四歩と記され、その四至として「東串方江 西山 南榎本泉 北榎津社」が示され、その内訳は「見開」七町二段一四四歩、「未開」二町一段であつた。それに対し天平神護二年絵図では、「坂井郡高串村」として「合地」一〇町と記され、四至として「東串方江 南三國」(真人)成地 西岡山 北榎□□」が示されている。その内訳は「未開」四町、「見開田」六町であつた。総面積で一町分増えているし、「見開田」は一町二段一四四歩減っている。「未開」は三町九段増えているのである。「未開」の増加が甚だしい。さらに、後述のように、この間の地形の変化や「改正」手続きの結果などによって、寺地の最南部の様相がズレてきているとも考えられる。筆者は、次節で検討するように「高串村」自体が天平神護二年の「改正」の時に創出されたもので、以前存在したのは「高串葦原」であつた可能性を考えている。以上、天平神護二年絵図の榎本泉の記載は、

天平宝字八年「越前国司判」(公験)の四至記載と矛盾するとして各々が別の条里プラン上の表示であると判断した決定的根拠は崩れる事になった。「榎本泉」の所在地についての両記載は互いに決定的に矛盾する事柄ではなく、無理にもう一つの条里プランを想定しなくても理解できることが判明したであろう。

三、水域の拡大現象による地域実態の変容

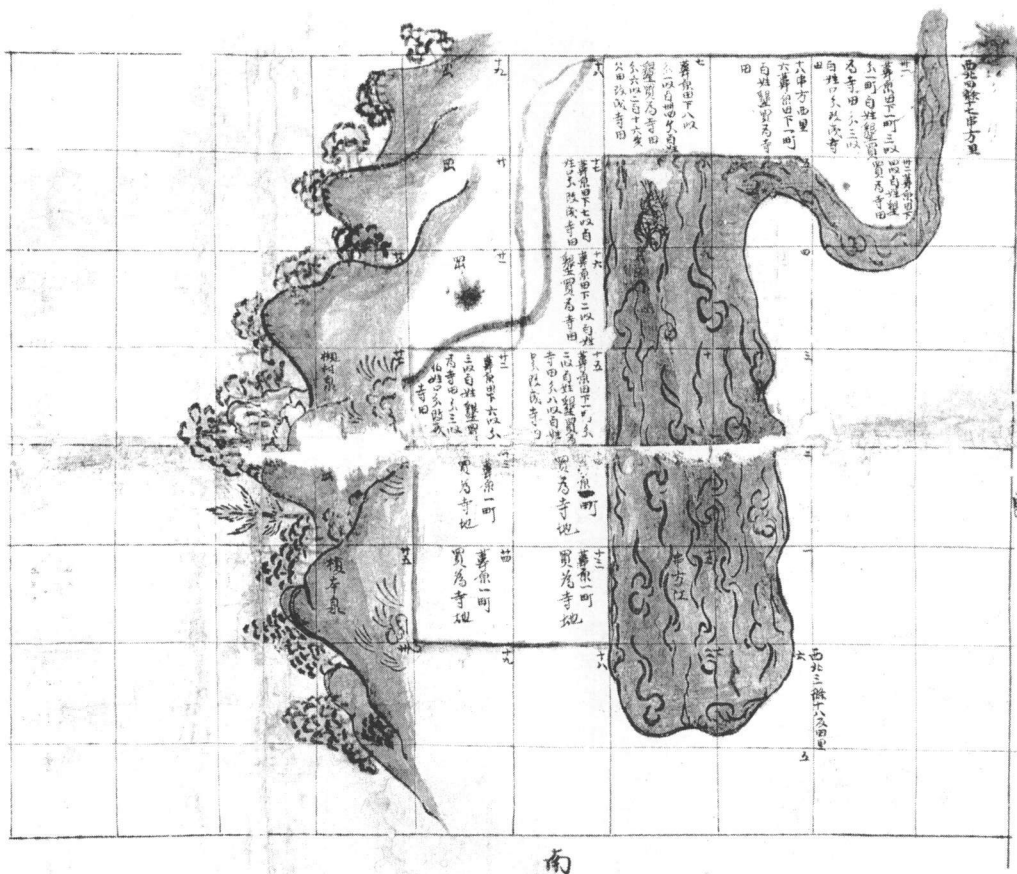
筆者は、地形が実際に変化したと考えているが、今までに主張されてきた串方江の拡大説も串方江埋め立て説も、そのまま成立すると考えているわけではない。海面上昇による水域の拡大という基本的自然条件の変化が理解されていなかったことから不十分な理解となったと考えるのであるが、この点は、従来の論者総てに共通する限界であったといえよう。まず串方江の拡大なのか埋め立てなのかという点では、従来は両説が二者択一的に対立するままであったが、筆者はまず拡大が進行したが、その後埋め立て或は築堤という人為的な要素が加えられたものが絵図の示す姿であるとみる(この埋め立てについては、船尾好正氏の、荘園図は埋め立てが進行する以前の古い田図に基づいて書かれたため、公験との間に食い違いを生じたとする理解とは違う)。基本的方向性としては、公験の耕地の記載は当時の実態を示すものではなく、天平勝宝九歳(七五七)の高橋連繩麻呂から間人宿禰鷹養への売却時の状態そのままに記載されており、その後形の変動があったと想定する長岡篤・藤井一二氏の串方江の拡大説の大局が支持される。ただし長岡説では、地形の変動をこの間の約一〇年間に限定するが、筆者は天平勝宝九歳(七五七)の売却時以前から拡大が進行してきたとみている。すなわち、串方江は以前この図より一坪分東にあったが、間人宿禰鷹養から東大寺に売却された天平宝字八年頃には、耕地の多くは串方江に没してしまい鷹養の経営はほとんど行われていなかったのではないかと、とするものである。それらの説は海面上昇という基本的自然条件の変化が理解されていないことから不十分な認識にあったが、藤井一二氏が①「串方江」の「江」の文字からは「海や河口」に近接する位置にあった状況をうかがうことができる、②「絵図中の北東方向にあたる九頭竜川下流の左岸・河口辺から、南の内陸部に向けて水流が蛇行しながら湖状に入り込んでいたと推定できる、③絵図に描かれた魚について入江での漁獲が想定できる、等々を指摘しているのは妥当であるといえよう。

まず当該の東大寺買得地に関する経緯を見ておこう。水域化の過程はその経緯との関係で具体的に知ることができるからである。まず天平神護二年越前国司解の後出部分にある百姓墾田を買得した三町二段一四四歩についての由来をめぐる記載(「百姓墾田買者」とある)から次の諸段階が明らかになる。①その地は、元「荒墓郷戸主高橋連安床戸口同繩麻呂墾田」であった。②天平勝寶九年(七五七)三月廿日に繩麻呂から左京六條二坊戸主從七位上間人宿禰鷹養の戸口の正八位下間人宿禰鷹養に売り与えられた。③天平寶字八年(七六四)二月九日鷹養の手より東大寺が買得した。④ところが、田図や田籍帳に誤って元の墾田者の繩麻呂の名が誤付されたままだったり、券文に注記されていた坊(坪のこと)と天平宝字

五年（七六一）の田図の坊とを「勘検」した所違つていたりしたので、今（天平神護二年一七六六）実を録し寺田を改正したところである、と。天平宝字八年二月九日の「越前国司判」は、上述の経緯のなかの③天平寶字八年二月九日に鷹養の手より東大寺が買得した際に、東大寺三綱からの要請を受けて、国司・郡司によって作成され東大寺に与えられた時の公驗であるということになる。したがって天平寶字八年二月九日における坪付記載は、少なくとも同年に東大寺が鷹養の手より買得した時の実情を示しているといえるが、問題はその内容が以前のどの時点の表示にまで遡りうるのかという点にある。

天平勝寶九年（七五七）三月廿日に買得した間人宿禰鷹養の居住地が都であったことからすると、鷹養がこれを買得したということは現地と何らかの関わりがあったからとは考えられるが、少なくとも鷹養は買得時にはこの田地についての現地事情の詳細を知らなかった可能性もある。天平神護二年の東大寺が買得する段階で、所有者の名が「繩麻呂」と田籍帳に「誤付」されていたのを正さねばならなかったのは、繩麻呂↓鷹養への売買が債務の形などによるもので正式に田籍に変更手続きをしないで進行したものであったことを示唆しているのである。いづれにしても、鷹養の所有に関しては、開墾時以来の坪付け表示を改めるということとはなかったと考えられるので、天平寶字八年（七六四）二月九日における坪付記載は繩麻呂の開墾時以来の坪付け表示であったと考えられるのである。では、繩麻呂の開墾は何時頃のことであろうか。これは総て同時期とは考えなくてもよく、幅を持って想定すべきであるが、その下限は天平勝寶九年（七五七）三月廿日の売買以前ということになる。上限について何処まで遡りうるか断定できる証拠はないが、壘田永年私財法が出された天平十五年（七四三）以後の壘田開発ブームの中でのことであろう。とすると、彼の壘田活動は、おおざっぱに西暦七五〇年前後のことと言えよう。したがって、売買の際に示された坪付け表示は、壘田化した七五〇年前後頃の表示を受け継いでいたことになる。それらの地は、その後の海水準上昇の進行によって浸水区域の中に含まれる事になったと考えられる。なぜそのような場所を買うことになったのが問題となるが、②の天平勝寶九年（七五七）三月廿日に繩麻呂から購入した鷹養の本貫地が「左京六條二坊」であったように都に居住して現地の実態に疎い面があったのではないかと考えるが、これは天平寶字八年東大寺が鷹養から買得した時にも通じるところである。さらにこれは単なる売買とみるよりも、前述の如く債務の形として強制執行的に行われたものであった可能性も考えられるであろう。そのような現地の実態をどの段階で東大寺側が知ったのが問題となるが、天平神護二年における国司による公認に至ったのにはそれへの対応の結果であったのであろう。

天平神護二年までの水域の変化Ⅱ串方江が形成される経過として、次を想定できる。まず「八足原田一町、九足原田一町、十足原田一町、十一足原田分西七段、十二足原田分西五段」の、五坪分内部での壘田開発がされた時期にはそこは水域化していなかった（といっても元々葦原とあるように葦が生い茂る低湿地状態であったと想定されるのだが）。その壘田開発は遡っても七四三年以後で七五〇年前後頃のことと思われるが、その段階では、串方江の西側の岸との境は少なくとも一坪分は東にあった。また絵図では、第五坪の四分の三弱が水域となっているが、以前はもっと



狭く「五足原田分西一段」と記載されている田地はまだ陸域に営まれていた。その後水域化が進行して池は周辺に広がるが、特に西側への拡大が大きかった。そして絵図の状態よりもさらに西側と北側に拡大する。また五坪にあった一段分も水域に含まれてしまう。以上は自然に生じたことであるが、その後西側と北側から人為的な埋め立てあるいは築堤が行われる。それは八く十二坪の西側の南北の境界線（十七く十三坪の東側の境界線でもある）を境として陸域と水域とを分ける試みである。同様な試みは、六・七坪と五・八坪の境をなす東西の境界線においてもなされ、六・七坪側が陸域とされた。その結果が、絵図が示す状態である。その工事がどの程度のものであったのかについて詳細は不明である。ただ、そこには以前から坪を分ける阡陌として少なくとも畦畔程度のものはあったと考えられるので、それを生かす形でさらに強化増強するようのものであったろう。またこの工事が、水域の拡大がどの程度西や北に及んだ段階でなされたのかについても今のところ幅を持たせて考えねばならない。西と北側に大きく浸水してからの工事とみるか、ほんの少しの浸水或いは未然の段階で畦を強化・増強して本格的浸水を防いだとみるか、である。

以上を踏まえると、既に施行されていた条里と海進との関係について次の想定ができる。条里施行当初に

あつては、「串方江」の部分はこのような袋状ではなく、もつと狭く小河川状態で、その部分を跨いで条里の坪（千鳥式）が設定されていたものと考えられる（ただし陸地側は「葦原田」を設定しうる程度の状態だったと考えられる）。さらに上述の如く、五・八坪の北側の東西の直線で描かれた水域の境と十三・十七坪の西側の南北の直線の存在は、一面水域となった状態に対しこの直線に畦土を増強し水域と陸地とを新たに区分する試みがあったことを示すものといえよう。したがって、この絵図は、一旦施行されていた条里内の低地部分に海が入りこみ条里内が寸断されてきた状態を示すものとして、稀有な史料的价值を有しているとともに、一旦水域となった状態から一部を耕地区域に戻そうとする人為的試みがあったことをも伝えるものである。

串方江の中に魚が描かれていることについては、従来これを淡水魚とみるか海水魚とみるかの対立があつた。前者の榊木謙周氏は、「近世の様相を単純に古代に遡らせることはできないが、串方江では、淡水魚の漁撈が行われていたのではなからうか。もちろんこれは全くの憶測で、魚の絵は単にそこが池沼であることを示すためかもしれない。」とするが、前述の藤井一二氏は絵図に描かれた魚から入江での漁獲を想定している。両者が漁撈を想定している点は筆者も同じであるが、問題は魚の方である。これは、串方江の評価に直結する問題である。筆者は、前述の主張に加え絵図上の水域には巨大な波が描かれており絵図の上方の端の方まで続いている点を重視する。この場所が単なる池などではなく、正に海域となっていることを表現しようとしたものとしか考えられない。絵図では水域が北東方向に伸びているが、その先までは描かれてない。この先について、現在の地形では九頭竜川下流の左岸の河口近くに繋がるといことになるだろうが、この絵図の当時は正に海域そのものとなっており、串方江は、九頭竜川を介してというよりは、その海域に直結していた可能性が高い。描かれた魚も海魚を表したものでらう。

註

- 1、この課題についての拙論としては次がある。「パリア海退と日本中世社会」（東京学芸大学附属高等学校研究紀要二八、一九九〇年）。「円覚寺領尾張国富田荘絵図にみる海水面変動」（大東文化大学紀要第四四号人文科学、平成一八年三月）。「円覚寺領尾張国富田荘絵図の成立事情」（大東文化大学紀要第四二号人文科学、平成一六年三月）。「気候変動論から考える武家政権成立時代」（『年報中世史研究』三三、二〇〇八年三月）。「武家政権成立史—気候変動と歴史学—」（吉川弘文館、二〇一三年一〇月）。
- 2、山本武夫「気候の語る日本の歴史」（一九七六年一〇月、そしえて刊）。

3 R.W.Fairbridge MEAN SEA LEVEL RELATED TO SOLAR RADIATION DURING THE LAST 20,000 YEARS. CHANGES OF CLIMATE. Proceedings of the Rome Symposium organized by Unesco and the World Meteorological Organization. ヲに挙げた表はこの論文掲載のものだが、縦の振幅幅のメモリが少しずれているので、別の論文でのデータに基づいて、二メートルの線を補足しておいた。

- 前掲拙著「中世の農業と気候」二五三頁を参照されたい。
- 4、戸田芳実「中世とはどういう時代か―中世前期」(一九七七年十二月小学館「世界陶磁全集日本中世」、後一九九一年十一月同氏著「初期中世社会史の研究」に所収)。戸田氏の理解の難点については、註1「気候変動論から考える武家政権成立時代」において示してある。
 - 5、この点は、「武家政権成立史―気候変動と歴史学」(吉川弘文館、二〇一三年一〇月)の前提となっていることは既に明らかにしている。
 - 6、注1「円覚寺領尾張国富田荘絵図にみる海水面変動」。
 - 7、注1「気候変動論から考える武家政権成立時代」。
 - 8、注2山本武夫「気候の語る日本の歴史」。山本氏は司馬遼太郎の著書「街道を行く」によって、「新潟県中蒲原郡亀田町土地改良センター所蔵」として引用しているが、筆者の現地調査によると同所では昔から所蔵してはなく、その近くにある亀田郷郷土資料館で所蔵していた。なお、注1「気候変動論から考える武家政権成立時代」を参照。
 - 9、岸俊男「東大寺領越前庄園の復元と口分田耕営の実態」(昭和二十九年十一月「南都仏教」創刊号、後に昭和四十八年三月「日本古代籍帳の研究」塙書房所収「XIII 東大寺領越前庄園の復元と口分田耕営の実態」)。「少なくとも奈良時代東大寺領のあったころ、丹生郡・足羽郡と同様な条里制がこの坂井郡にも施されていたことは、先掲の高串庄開田図や例の天平神護二年の越前国司解、その他の史料によって確かに認められるにもかかわらず、なぜかここでは現在の地形景観に条里制の遺影が隣郡ほどに明瞭に認められず、条里坪名の遺存するものがほとんどない」(同書三七〇頁)。
 - 10、東大寺の越前国への寺領設定の全体像については、「福井県の歴史」(二〇〇〇年十一月、山川出版社)や「福井県史通史編1 原始・古代」(平成五年三月)第五章、等を参照。
 - 11、竹内理三編「寧樂遺文」中巻(六八九頁)による。その他「福井県史資料編1 原始・古代」。
 - 12、筆者は、「江」がつく地名から実際に入江となっていた時代があった場合が多いと考えているが、藤井一二氏もつとに同様な考えを示している(「福井県史通史編1 原始・古代」(平成五年三月)第5章)。
 - 13、「寧樂遺文」中、七〇八〜七〇九頁、天平宝字二年(七五八)正月十二日付け「越前国坂井郡司品治部君廣耳解」(東南院文書)。
 - 14、注9岸俊男「東大寺領越前庄園の復元と口分田耕営の実態」。注10「福井県の歴史」、「福井県史通史編1 原始・古代」等を参照。
 - 15、小口雅史「初期荘園の諸様相」、網野善彦・石井進・稲垣泰彦・永原慶二編「講座日本荘園史2 荘園の成立と領有」(吉川弘文館、一九九一年二月二〇日)、「律令国家と荘園」の2「初期荘園の諸様相」の2「北陸型荘園の経営」(同書一八〜四二頁)。
 - 16、岸俊男「日本古代籍帳の研究」塙書房、昭和四十八年、三七〇〜三七四頁。

- 17、奈良国立博物館所蔵、天平神護二年（七六六）十月廿一日「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地圖」。本図は、東京大学史料編纂所編纂「日本荘園絵図聚影」一下東日本二（東京大学出版会刊、平成八年二月）に掲載されているが、前掲新「福井県の歴史」や金田章裕・石上英一他編「日本古代荘園絵図」（東京大学出版会、一九九六年二月刊行）などの口絵でも紹介されている。「日本古代荘園絵図」では榊木謙周「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」が分析を行っている。それによると、東大寺から流出後「三浦梧楼の旧蔵であったが、東京都の別の個人の所蔵となり、文化庁が昭和五〇年度（一九七五）に業者から購入して、現在は奈良国立博物館所蔵となっている」とある。
- 18、注10「福井県の歴史」七八頁。
- 19、天平神護二年（七六六）十月二十一日「越前国司解」（『寧樂遺文』中巻所収、高串村の分は六六九〜七〇、六八八頁）。
- 20、天平宝字八年（七六四）二月九日「越前国司判」（『寧樂遺文』中巻七一四・五頁）。
- 21、榊木謙周「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」（金田章裕・石上英一・鎌田元一・柴原永遠男編『日本古代荘園図』一九九六年二月、東京大学出版会）。
- 22、小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構」（『史学論叢』九号、一九八〇年）。
- 23、長岡篤「越前・越中両国における東大寺領の開発とその周辺地域」（竹内理三「荘園絵図研究」東京堂出版、一九八二年）。
- 24、藤井一二「東大寺開田図」の系譜と構成」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集 中』塙書房、一九八八年）。「福井県史通史編」原始古代」第五章第三節（福井県一九九三年）。
- 25、船尾好正「口分田班給の実態に関する初歩的考察」（直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集 中』）。
- 26、金田章裕「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地図」（『古代日本の景観』（吉川弘文館、一九九三年）（初出一九九一年「福井県史研究」九号「東大寺領越前国開田地図における絵画的表現と条里プラン」）。「福井県史資料編」一六の下、条里復元図」（福井県一九九三年）。「福井県史通史編」原始古代」（福井県一九九三年）。
- 27、注24藤井一二「福井県史通史編」原始古代」（六九四頁）。

（二〇一五年九月二十九日受理）